

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一法規一本事一402	承認日	2000.4.3	1/2
介護利用料減免規定					作成者	承認者
					国光哲夫	原 和人

- この点については、厚生省から通知が出されている。(老企第39号 平成12年3月1日「指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取り扱いについて」) 基本的考え方は、国の定めた介護報酬より低い料金を設定することは可能であるが、介護保険からはその9割を支払うというもの。従って、10%を割り引いた場合は、介護保険からは90%の90%が支払われることになる。このことは、あらかじめ届け出て行うことになり、全件数をその基準で取り扱うことになる。医療保険の場合は、全国一律の公定価格であって、個々の事業者が料金設定することはできなかった。本人負担分を免除した場合、その診療全体が保険診療とはみなされなかった。介護保険の場合は、事業者が設定できるという大きな違いがある。その点では、料金を国の決めた介護報酬より安く設定することも、理論上はあり得る。しかし、介護報酬事態は、決して高いものとは言えず、労働に見合った介護報酬を要求していく必要がある。従って、料金設定については、国の定めた介護報酬としていく。
- 一方、利用料負担が支払えないという人が多くいることは、私たちが取り組んできた経験からもはっきりしているし、ケアプランの作成にあたっているケアマネージャーも苦勞している。基本的には、制度改善の課題として、引き続き幅広いたかいを追求していく。具体的な対応としては、原則として利用者に対し10%の請求を行う。
- 利用者負担分が支払い困難な人への対応については、従来の医療費の支払いが困難な人への対応と、基本的には同じ性格のものとする。石川勤医協は、これまで無料低額診療を行う公益法人として、「減免」を行うものとしてきた。制度的には、生保基準の120%内を対象としており、福祉事務所等の行政機関の発行する低額診療依頼書を持参する人としている。「手取の里」は、入所者に対する減免規定を定めて実施してきた。住民税非課税であることを基本に、施設長の判断によるものとし、月額を定めてその範囲内の運用としてきた。具体的には、申請に基づいて本人に対して公益法人から補助金を支給し、支払いに充てるものとしている。生保基準とした場合、所得認定はどこで行うのかなど、難しい問題がある。こうした点から、支払いが困難な状況を個々に判断し、施設管理者及び法人の判断によるものとすべきと考える。前提として、ともに制度改善を要求して闘っていくことが、根本的な解決であることはいままでのない。社会福祉法人による生計困窮者に対する利用者負担減免制度があり、金沢市は実施するが、当法人が該当するかは今後の交渉課題となる。この場合は、利用者負担を5%として、残りを法人と国・県市が負担することになる。対象は住民税非課税の老齢福祉年金受給者等である。
- 介護認定で「自立」となった人、あるいは限度額を超えサービスを必要とした人の利用料の取り扱いについて
 - 「自立」と判定された人については、行政が福祉のサービスとして支援するところが多い。行政は介護サービス事業者に委託することになると思われるので、こうしたサービスを利用することを基本とする。しかし、さまざまな理由でそれらのサービスだけでは対応できない場合もあると考えられる。主として、「訪問介護」と「通所リハ(デイケア)」の利用が対象になると思われる。それらについては、当面の対応として、一定の料金を定めてサービスを行うものとする。

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－法規－本事－402	承認日	2000.4.3	2/2
介護利用料減免規定					作成者	承認者
					国光哲夫	原 和人

		介護報酬と利用料負担	
訪問介護	1,500円	折衷型	30～60分 2,780円
		当面	非課税 3% 83円
		他	10% 278円
		家事援助	30～60分 1,530円
		○ パートヘルパー賃金	時間給 910円
			交通費 300円
通所リハ	1,000円	10%	610円
	(昼食、送迎含む)		

※金沢市の自立者へのサービス事業

	単価	自己負担	
ヘルパー	1,530円	150円	低所得者軽減実施
デイケア	3,000円	300円	
ショートステイ	3,800円	380円	

※尚現在、石川県健康友の会連絡会では、友の会が主体になった、「自立支援」の「助け合い制度」を検討しており、ボランティアによるサービスとして行われていく可能性がある。

(2) 要支援、要介護と認定された人で、限度額をこえた利用を希望される場合、介護保険のサービス利用料負担が上記金額を超える時は、当面は介護保険の利用料と同額として取り扱う。

関連帳票・文書	利用料減免申出書 (本人用)	本部－帳－本事104
	利用料減免申請書 (施設用)	本部－帳－本事105
	利用料減免請求書	本部－帳－本事106